プラスチックケース３個。80.ウッドケース１個。81．コインケース１個。82．指輪ケース５個。83.アルミケース１個。84．真珠様の玉２個。85．貯金箱１個。86．古銭様のもの１個。87．金属片２個。88．アクセサリー付属品４袋。89．アクセサリー１個。90．アクセサリー片１個。91．巻物１本。92．錫杖１本。93．小刀１振。94．オカリナ２個。95．置物１個。96.ワインオープナー１個。97．ネクタイピン13個。98．カフス２個。99．御札４枚。100．御経１冊。101．御守り２個。102．般若心経１冊。103．教本５冊。104.「旅の思ひで」と題するスタンプ帳１冊。105．ライター23個。106．ライター様のもの１個。107．お守り１個。108．小物入れ３個。109．ボールペン１本。110.小箱３個。111．クーラーボックス１個。112.ペーパーナイフ１本。113．バッジ１個。114．ボタン様のもの１個。115．ボタン２個。116.電卓１個。117．鏡１個。118．虫眼鏡１個。119.チェスセット１セット。120.「健身球」と題する球１セット。121．珊瑚様のもの１個。122．徽章２個。123．巻き尺１個。124．ストラップ６個。125.ストラップ様のもの１個。126．ストラップ片１個。127．ピアス８組。128．ピアス10個。129．ピアス片２個。130．ピアス台１枚。131．フィギア１個。132．木箱１個。133．宝石箱３個。134．箱６個。135．紙箱１個。136．鍵23本。137．杯４個。138.朱肉１個。139．入れ物１個。140．古銭25個。141．数珠27個。142．耳かき１本。143．おみくじ３個。144．タグ１個。145．ゴム１個。146．ゴムリング１個。147．鈴２個。148．メダル様のもの１個。149．メダル１個。150．タイタック２個。151．クリップ２個。152.電動マッサージャー２個。153．留め具の一部１個。154.髪留め１個。155．化粧水１個。156．香水１個。157．印鑑１個。158．布１枚。159.ブロアー１個。160.チョーカー１本。161．鉄塊１個。162．トランプ１式。163．リップライナー１本。164．文鎮１個。165.ミニカー１台。166．ハサミ１個。167.プラスチック板５枚。168．フィルター１個。169．ビーズ１個。170．経典１冊。171．ライト１個。172.ネームプレート１個。173．ファンデーション１個。174．玩具１個。175．羽織紐１本。176．グラス２個。177．スーツ入れ１個。178.ヘルスメーター１個。179．ランタン１個

名古屋地方検察庁岡崎支部検察官

平成25年検第101868号住居侵入、窃盗被告事件（平成25年領第733号）　1．現金886,500円。2．商品券37枚。3．買物券５枚。4．ギフト券１枚。5．食事券２枚。6．文具券１枚。7．プリペイドカード１枚。8．図書カード４枚。9．株主飲食優待券４枚

大分地方検察庁検察官

千葉地方検察庁松戸支部平成21年検第101740号有印私文書偽造、同行使、詐欺、窃盗被告事件（平成22年領第154号）　1．携帯電話機39台。2．ＲＩＣＨＣＡＲＤ１枚

徳島地方検察庁検察官

平成24年検第101711～101713号強盗致傷被疑事件（平成24年領第417号）　1．メモ紙12枚。2．封筒１通。3．振込カード１枚。4．古銭６個。5．現金7,011円。6.国際スピード郵便物受領証２枚。7．磁気カード１束。8．ガムテープ１個。9．領収証書等の書類２束。10．写真１枚。11．写真等在中の袋１袋。12．アドレス帳１冊。13.靴３足。14．外国硬貨７個。15．携帯電話申込書１枚。16.パスポート２通。17．鞄１個「以上受還付人林娟」

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第６号

茨城県古河市仁連2044の１　高橋アパート、住民票上の住所茨城県古河市仁連2044番地１

債務者　海津三枝子

１　決定年月日時　平成26年２月18日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで

水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第１２０６号

千葉市緑区土気町1390番地３

債務者　木内　慶子

１　決定年月日時　平成26年２月18日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１２３０号

千葉県市川市北方２丁目35番12号　北方ハイツ101号

債務者　松﨑　静江

１　決定年月日時　平成26年２月18日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１２４２号

千葉市花見川区幕張町５丁目417番地６　グリーンプラザ幕張３号棟210号

債務者　中西　和臣

１　決定年月日時　平成26年２月18日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１６号

千葉市若葉区加曽利町1529番地11

債務者　宮薗ヒサ子

１　決定年月日時　平成26年２月18日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第６９号

千葉県館山市大神宮208番地

債務者　松本　洋子

１　決定年月日時　平成26年２月18日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで

千葉地方裁判所館山支部

平成２５年（フ）第３６１号

福井県越前市横市町第27号36番地の９

債務者　谷口　大吾

１　決定年月日時　平成26年２月17日午後４時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで

福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２号

福井県鯖江市四方谷町第５号36番地

債務者　宮下　繁政

１　決定年月日時　平成26年２月17日午後４時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで

福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１１号

福井市足羽１丁目３番12号

債務者　西畑　佳子

１　決定年月日時　平成26年２月17日午後４時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで

福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１５号

福井市二の宮２丁目29番６号　ケンヨハイツ201号

債務者　堀井　祐里

１　決定年月日時　平成26年２月17日午後４時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで

福井地方裁判所民事部破産係